転用者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

令和　　年　　月　　日付けで提出の農地法第　　条の規定による農地転用許可申請につき、次のとおり被害防除に努めるとともに、万一隣接の農地等に被害が発生するおそれが生じた場合、又は被害が発生した場合は、当計画書に関わらず、その防除について万全の措置をいたします。

１　転用する土地からの土砂の流出，崩壊等に対する被害の防除措置

(1)　土地の造成等の計画

　　ア　土地の造成・整地をする（造成の場合　盛土高約　　　ｍ，切土高約　　　ｍ）

　　イ　現状のまま利用し，土地の造成・整地はしない

(2)　土砂の流出，崩壊等に対する防除措置

ア　特に被害を生じるおそれはないので，現状の土地（法面）のまま使用する

イ　（　ブロック積　　石積　　その他（　　　　　　　　　））

　　ウ　法面保護をする（　芝張り　　モルタル吹付け　　植生　　その他（　　　　　　　　））

　　エ　土留工事をする　　　　　オ　緩衝地を設ける　　　　　カ　防護柵を設ける

　　キ その他（具体的な方法）

２　周辺の農地（採草放牧地）の日照，通風等に支障を及ぼさないための措置

　ア　特に影響はないので，防除措置はしない

　イ　緑地，緩衝地を設ける（幅約　　　ｍ）　　　ウ　建物の高さを加減する（高さ約　　　ｍ）

　エ　その他（具体的な方法）

３　用水計画

　ア　用水は必要としない　　　　　　イ　公共上水道　　　　　　ウ　地下水汲み上げ

　エ　その他（具体的な方法）

４　排水計画

(1)　雨水処理

　　ア　水路へ放流　　　　　イ　貯水池　　　　　ウ　溜桝　　　　　エ　自然流下

　　オ　その他（具体的な方法）

(2)　汚水・生活雑排水処理

　　ア　汚水等は発生しない　　　　イ　合併浄化槽　　　　ウ　公共下水道　・　集落排水

　　エ　くみ取り　　　　　　　　　オ　溜桝

　　カ　その他（具体的な方法）

（注）該当する箇所に○をするとともに，必要事項を記載すること（複数回答可）。また、添付書類の配置図には，土砂の流出・崩壊等に対する措置（擁壁など）をする場所及び用水・排水の経路を明らかにしておくこと。